

特別養護老人ホーム 玉光苑
短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】（併設型・空床型多床室）
（大分市４４７０１０１０９０）

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 霊山会
- (2) 法人所在地 大分県大分市大字市４５９番地
- (3) 電話番号 ０９７－５４１－０３４４
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 千恵美
- (5) 設立年月日 昭和４２年１１月２９日
- (6) 併設事業 当施設では次の事業を併設して実施しています。

【認知症対応型通所介護事業】（地域密着型サービス）

平成１８年４月１日指定

大分市４４７０１００７２０号 定員１２名

【訪問介護事業】

平成１２年１月２８日指定

大分市４４７０１００７５３号

【居宅介護支援事業】

平成１１年９月１４日指定

大分市４４７０１００３９９号

2. 施設の概要

- (1) 施設の種別 指定介護老人福祉施設（従来型）
- (2) 施設の目的

特別養護老人ホーム玉光苑（従来型）において、介護保険法及び関係法令に基づき、その専門性を生かし、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム玉光苑
- (4) 施設の所在地 大分県大分市大字市４５９番地
- (5) 電話番号 ０９７－５４１－０３４４
- (6) 施設管理者 施設長 鳥居 悟
- (7) 当施設の経営方針

「利用者本位」を法人運営の第一義と捉え、「社会福祉法人」としての事業活動を通じて地域社会へ貢献するものである。

- (8) 開設年月日 昭和４８年１月１０日（平成２７年４月１日 ユニット型指定）
- (9) 入所定員 １２名

3. 居室の概要

施設は、従来型とユニット型（ユニット型施設・定員40名4ユニット各10名）と廊下で結ばれており、監視窓のない居室扉や、居室の配置を工夫し意図的に死角を設けるなど、利用者様のプライバシー尊重を重視しました。

居室は、多床室（2人部屋）と個室で冷暖房完備、洗面台、チェストが付いています。また、床は転倒による事故を最小限に防ぐ為、衝撃を緩和するフリーフロアを使用しました。

居室・設備の種類	室数	備考
多床室（2人部屋） 個室	12室 16室	エアコン、洗面台、チェスト 3モーター低床ベッド
食堂	2室	各タウン
共同トイレ	8箇所	各タウン4か所設置
浴室	4室	個人浴槽（各ユニット）、特殊浴槽
医務室 調理室 機能訓練室	各1室	併設ユニット型施設と兼用

○上記は、大分市条例で定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている主な施設・設備です。

○ご契約者及び利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

- 生活相談員 ・ 1名以上
利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 介護職員 ・ 14名以上
利用者様の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言を行います。
- 看護職員 ・ 3名以上
主に利用者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員 ・ 1名以上
利用者様の機能訓練を担当し、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して個別機能訓練計画を作成します。
- 介護支援専門員 ・ 1名以上
利用者様に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 管理栄養職員 ・ 1名以上
利用者様の状態を把握し、状態に合った食事の献立を作成するとともに、医師、看護師介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、摂食機能

- を考慮した栄養マネジメントを行います。
- 医師 ・ 2名（非常勤）
利用者様に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 調理員 ・ 委託 利用者様に対して給食を提供します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者（施設長） 生活相談員 介護支援専門員	8：30～17：30
管理栄養士	8：00～17：00
2. 医師（内科） （精神科）	毎週火・木曜日 9：00～12：00 毎月 20日 16：00～17：00
3. 介護職員	勤務形態 7：00～16：00 10：00～22：00 その他多数あり 遅番勤務 13：00～22：00 夜 勤 22：00～翌7：00
4. 看護職員 機能訓練指導員	早番勤務 6：30～15：30 日勤勤務 8：00～17：00 遅出勤務 9：30～18：30

☆土日は上記と若干異なります。

5. 施設利用の留意事項

当施設の入所にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）所持品の持ち込みについて

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参ください。

特に、利用者様の思い出の品（例えば昔の写真アルバムや自分の作品、賞状等）や普段使用している食器類、お気に入りの品等をお願いします。家具や電気製品は、事前に居室スペースを確認の上、ご持参ください。

（2）来訪（面会）について

来訪は原則24時間自由です。ただし、感染症予防のため、流行時には、正面玄関にて手洗いの励行やマスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります来訪（面会）届に、必ず記入して下さい。また時間によっては施錠していますので、インターホンを押して下さい。

（3）外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出・外泊は自由です。できるだけご協力下さい。

尚、外出・外泊をされる場合は、「外出・外泊届」によりお申し出ください。

又、ご家族がご利用者様と一緒に居室に泊まることも可能です。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、6(2)①に定める「食事の提供に関する費用」は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従ってご利用ください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を致します。
- 当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙・飲酒

敷地内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。ただし、タバコとライターは防火管理上、施設でお預かりさせて頂く場合がございます。

また、飲酒は、他の利用者様に迷惑が掛からない限りにおいて可能です。

6. 当施設が提供するサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。
利用料金は別紙に定める通りです。(別紙、利用料金表をご覧ください)

〈サービスの概要〉

① 食事の管理

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、利用者様の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・管理栄養士は、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同して、利用者様の摂取機能を考慮した栄養マネジメントを行います。
- ・利用者様の自立支援の為、原則として離床して食堂で食事を摂っていただきます。

お食事時間 ※お食事は時間内で柔軟に対応できます。

朝食7:30~9:30 昼食12:00~13:30 夕食18:00~19:30

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立となりますよう、利用者様の身体能力を最大限に活用した支援(介助)を行います

・排泄に関する消耗品（オムツやパット等）は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員より、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。（別紙利用料金表をご覧ください）

① 食事の提供に関する費用（食材料費及び調理費）

利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費））

この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます（別紙利用料金表参照）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担となります。

③ レクリエーション・クラブ活動

利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。レクリエーション等の費用は、原則、施設が負担します。ただしご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担と致します。

④ 理髪・美容

1回／週、美容師の出張による美容サービス（調髪・パーマ）をご利用いただけます。

利用料金：調髪・・・1,500円 パーマ・カラー・・・別途実費

⑤ 特別な食事（酒等を含みます）

利用者様及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

⑥ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。（別紙、利用料金表をご覧ください）詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関（大分銀行わさだ支店）に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届出印、定期預貯金証書、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は入出金の都度、入出金台帳に記入し、毎月1回、入出金の内容及び残高をご契約者へ郵送します。また、ご契約者及び利用者様から台帳及び通帳の開示を希望された時は提示致します。
- ※なお、入院時等において、貴重品の保管管理をしている場合は、利用料金を請求させていただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸経費実費

日常生活品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑧ その他自己負担となるサービスの料金

利用者様が契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間にかかる料金（別紙利用料金参照）

※通夜等ご家族の事情により、家族室等を使用する場合（別紙利用料金表参照）

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

ショートステイ利用料金はショートステイ終了後又は1か月ごとに計算してご請求致します。お支払いは請求書を受け取り、内容を確認の上お支払下さい。

(4) 入所中の医療の提供について

原則として、下記の嘱託医（主治医）による定期往診で医療の提供を行います。嘱託医の専門外診療や診療時間外の対応については、利用者様及びご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記の医療機関において優先的な診療又は入院治療を、保証するものでも義務付けるものでもありません。

嘱託医 三愛メディカルセンター 火・木曜日 9：00～12：00
" 星生クリニック 毎月20日 16：00～17：00

協力病院

名 称	所 在 地
三愛メディカルセンター	大分市大字市大坪26-1
大塚眼科医院	大分市大字奥田435-2
さかき眼科医院	大分市大字玉沢708-1
こうの皮膚科医院	大分市大字上宗方555-7
竹内皮膚科医院	大分市大字田中町8組
かとう耳鼻咽喉科	大分市大字玉沢字小柳696-4

安達産婦人科	大分市大字宮崎 9 3 7 - 4
永井歯科医院	大分市上宗方 1 2 4 1
星生クリニック	大分市東大道町 1 - 8 - 1 5 2 F

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第6章参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下の事例に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者様に退所して頂くことになります。

- ① 要介護認定により利用者様の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ② 当施設が解散若しくは破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や重大な毀損より、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ ご契約者及び利用者様から退所の申し出があった場合。
- ⑥ 当施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご覧ください）。

（1）ご契約者及び利用者様から退所の申し出

契約の有効期間内であっても、ご契約者及び利用者様から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者様が入院された場合。
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由がなく、本契約に定め介護福祉サービスを実施しない場合。
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者様がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合。

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に利用者様の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者様が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ④ 利用者様が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑤ 利用者様が介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

***利用者様が病院等に入院された場合の対応について**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合	
6日以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入所することが出来ます。	
② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合	
3ヶ月以内に退院された時には、退院後再び当施設に入所することができます。	
③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合	
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する事があります。	

(3) 円滑な退所のための支援

利用者様が当施設を退所する場合には、利用者様及びご契約者の希望により、事業者は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、以下の支援をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者様に対応します。
- ③ 利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。(複写物は10円/枚の利用金をいただきます。)
- ④ 利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を原則として行いません。
- ⑤ 事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者様又はご家族等に

関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様の心身等の情報を提供します。

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 残置物の引き取り等

利用者様の入所契約が終了した後、当施設に残された利用者様の所持品(残置物)は、2週間以内にご契約者に引き取っていただきます。尚、期限が過ぎても、ご契約者が残置物の引き取りを履行しないときには、ご契約者に連絡のうえ、残置物を強制的にお引き渡しいたします。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者にご負担いただきます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

生活相談員 遠藤 雅彦

介護支援専門員 佐藤 嘉洋

(TEL) 097-541-0344

(FAX) 097-542-0942

苦情は口頭でも受け付けますが、玉光苑の窓口には「本会あて要望箱」を設置しています。

○受付時間 原則、祝日を除く毎週月曜日～金曜日

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大分市役所長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2-31 (第2庁舎2階) TEL (097) 537-5679
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2-3-12 (5階) TEL (097) 534-8470
大分市社会福祉協議会	所在地 大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分4階 TEL (097) 558-0300

平成26年4月1日 改正

特別養護老人ホーム 玉光苑（従来型多床室）

短期入所生活介護（ショートステイ）

利用料金表

1. 食費・居住費の費用

（1）介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用	1日当たり	1,380円/日
居住に要する費用	従来型個室	1,150円/日
	多床室	840円/日

（2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者	650円/日
居住に要する費用 (会后保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 (従来型個室)	0円/日
	(多床室)	0円/日
	第2段階認定者 (従来型個室)	420円/日
	(多床室)	370円/日
	第3段階認定者 (従来型個室)	820円/日
	(多床室)	370円/日

2. 介護老人福祉施設サービス費

区分	項 目	金 額
	要介護 1	多床室 599円/日
	要介護 2	多床室 666円/日
	要介護 3	多床室 734円/日
	要介護 4	多床室 801円/日
	要介護 5	多床室 866円/日
	サービス提供体制強化加算	18円/日
	夜勤職員配置加算	13円/日
	看護体制加算Ⅰ	4円/日
	看護体制加算Ⅱ	8円/日
	送迎加算	184円/片道 368円/往復
	療養食加算	23円/日
	介護職員処遇改善加算	介護報酬総単位数の8.3%

3. その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費 (ご利用者のご希望によります)
理美容代	調髪・・・1,500円/月 パーマ・・・別途実費
契約終了後も居室を明け渡さない場合	20,000円/日
利用者の移送に係る費用	利用者様の入院や通院が遠隔地の場合及び外出時の移送サービスを利用した場合 10Km未満・・・無料 10Km以上20Km未満・・・1,500円 20Km以上・・・2,500円
複写物の交付	利用者がサービス提供の記録を複写する場合
日常生活上必要となる諸費用	日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者負担が適当である場合 ※利用中のオムツ、ティッシュペーパー、洗濯(毛皮等の特殊な物を除く)を除く 要した費用の実費
2品以上の継続して使用する電化製品の費用(電気代)	1品につき、50円/日 (入院時費用なし) (テレビ、電気毛布、扇風機、冷蔵庫、パソコン、ラジオ、空気清浄機←施設分は含まない、電気スタンド等)